

議案第 92 号

藤岡市行政区設置条例の一部改正について

藤岡市行政区設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 11 月 29 日提出

**平成 30 年 11 月 29 日可決**

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市行政区設置条例の一部を改正する条例

藤岡市行政区設置条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 63 区の項中「白石」の次に「、三ツ木」を加え、同表第 64 区の項を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。